

東京都高等学校体育連盟傷病見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は東京都高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）の主催する大会等の趣旨に基づき参加生徒、競技役員、引率教員等に係る傷病見舞金に関することを定める。
この見舞金は次の競技会及び講習会の活動中におきた傷病に対し見舞金をおくる。
前掲の競技活動中とは、競技会場及び指定された練習会場、講習会場における活動をいう。

都高体連の主催する大会は次のとおりとする。

- (1) 東京都高体連春季、夏季大会
- (2) 東京都高等学校総合体育大会
- (3) 東京都高体連新人大会
- (4) 東京都高体連秋季大会
- (5) 上記1, 2, 3, 4の地区大会または支部予選会
- (6) 全国高等学校総合体育大会
- (7) 関東高等学校体育大会
- (8) 全国高等学校選抜大会
- (9) 上記6, 7, 8の予選会
- (10) 都高体連行事予定に組まれた登山練習会
- (11) 講習会、練習会
- (12) その他承認された大会

その他承認された大会は別途定める。

(基金)

第2条 この見舞金の経費は、都高体連に登録する各学校よりの負担金（1チーム300円）をもってあてる。（負担金は平成22年度より当分の間、徴収しない）

(給付対象)

第3条 給付対象は参加生徒とする。（補助役員も含む）
また、競技役員、引率教員についてもこれに準ずるものとする。

(見舞金の基準)

第4条 見舞金の額は、傷病見舞金審査委員会規程第3条の規定による傷病見舞金審査委員会（以下「審査会」という）において査定し支出する。
その基準は次のとおりとする。

- 1 傷病見舞金治療に3ヵ月以上を必要とするもの 30万円以内
- 2 障害見舞金 100万円以内
- 3 死亡見舞金 100万円

(請求手続き)

第5条 見舞金を請求するときは、専門部長が別紙様式により傷病等報告書に医師の診断書を添え、本連盟会長に提出しなければならない。

(審査)

第6条 傷病等報告書の内容の適否を審査し、見舞金を査定し支出する。

(会計)

第7条 この見舞金の会計は、特別会計とする。

第8条 この見舞金の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9条 この見舞金の会計は、本連盟の監事の監査を受け、理事会の承認を得るものとする。

(規程の変更)

第10条 この見舞金規程の変更は、本連盟理事会の承認を必要とする。

(附則)

本規程は昭和63年4月1日より施行する。

平成9年4月1日一部改定

平成19年4月21日一部改定

平成21年4月18日一部改定

平成25年4月20日一部改定